

各保険医療機関等の長 様

河内町長 雑賀正光
(公印省略)

河内町医療費支給制度(町単独)への公費負担者番号導入について

医療福祉費支給制度の円滑な実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、河内町では、福祉の充実及び少子化対策の一環として、茨城県内の市町村が実施しております医療福祉費支給制度(マル福制度)において、対象年齢を中学3年生まで拡大、妊産婦の所得制限撤廃、小学校3年生までの所得制限撤廃、ひとり親家庭(年令拡大20歳まで)をすることとなり、平成25年10月診療分から公費負担者番号を導入することになりました。

本事業の円滑な運営につきましては、医療機関等のご協力が不可欠であります。

医療費請求システムの変更など、ご負担をおかけする場合もあるかと存じますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 実施内容

対象者	公費負担者番号導入開始月	公費負担者番号	受給者証の色
所得制限撤廃(小学3年生まで)	平成25年10月診療分から	90080623	黄色
ひとり親家庭 (年令拡大20歳まで)	平成25年10月診療分から	91080622	黄色
児童 (小学4年生～中学3年生まで)	平成25年10月診療分から	92080621	黄色
所得制限撤廃(妊産婦)	平成25年10月診療分から	96080627	黄色

茨城県内で実施されている医療福祉費支給制度(マル福)と同様の取り扱いとなります。

- 平成25年10月診療分より、診療(調剤)報酬明細書(レセプト)に公費負担者番号を記入し、請求する方法となります。
- 支払については、国保連合会・支払基金を通して行われます。
- 一部負担金については、県制度と同様の取り扱いとなります。医療機関ごと(薬局は除く)に窓口で領収をお願いします。
 - ・外来自己負担金 1日600円 月2回まで
※請求額が600円未満の場合は請求金額が外来負担金となります。
 - ・入院自己負担金 1日300円 月3,000円まで